

## 農業委員の募集について

本年7月に改選期を迎える剣淵町農業委員会の委員について、次のとおり募集を行います。

募集人員

12人

任用期間

令和2年7月20日～

令和5年7月19日

(3年間)

身分

剣淵町の特別職の非常勤職員

業務内容

(1) 農地法等によりその権限に属

された事項に関すること

・ 農地の権利移動及び転用許可に

関する業務

(2) 農地等の利用の最適化の推進

に関すること

・ 担い手への農地集積・集約化、

遊休農地の発生防止・解消・新

規参入の促進に関する業務

・ 前記の目的達成に向けた現地で

の調査、指導及びパトロール等、

月1回程度の会議

委員報酬

月額35,000円

(会長、職務代理は別)

## 委員の要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

(1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 剣淵町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等及び暴力団関係事業者

推薦及び応募の手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、(3)の添付書類を添えて、農業委員会事務局までご持参ください。

(1) 推薦及び応募様式

個人が推薦する場合(地域の農業者等3名による推薦)及び法人または団体が推薦する場合(農業者が組織する団体等による推薦)

【様式第1号】

一般募集に応募する場合

(応募者本人による応募)

【様式第2号】

(2) 様式の入手方法

農業委員会窓口に備えるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.town.kembuchi.hokkaido.jp>

(3) 添付書類

・ 推薦の場合は、被推薦者の同意書及び承諾書

・ 被推薦者または応募者の住民票受付期間

4月15日(水)～5月12日(火)

委員の選考方法

剣淵町農業委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに委員候補者の評価を行います。

評価委員会からの報告を受けた町長は、委員に任命する予定の者を決定し、議会の同意を得たうえで委員の任命を行います。

結果については、町ホームページなどにより公表します。

その他

受付期間の中間及び終了後において、町のホームページなどで、提出のあった書類をもとに次の内容の公表が義務づけられておりますので、公表することをあらかじめご了承ください。

(1) 推薦者(個人)については、氏名、職業、年齢及び性別

(2) 推薦者(法人及び団体)については、名称、目的、代表者または管理者の氏名、構成員の数および構成員の資格・要件

(3) 被推薦者または応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴および農業経営の概況

(4) 推薦または応募の理由

(5) 被推薦者および応募者の数とそのうちの認定農業者の数

お問い合わせ先

剣淵町農業委員会事務局

電話 0165 26 9028

## 農業者年金へ加入しよう！

支払った年金保険料とその運用で受ける「積立方式」の公的年金です。

### 【加入要件】

- ・ 年間60日以上農業に従事していること
- ・ 国民年金第1号被保険者であること
- ・ 60歳未満であること

詳細は、JA北ひびき剣淵基幹支所営農課または、剣淵町農業委員会事務局まで

# お知らせ

## 憲法週間における 行事のお知らせ

5月1日から5月7日までの憲法週間にちなんで、旭川地方・家庭裁判所では、次のとおり行事等を開催します。

いずれも、費用は必要ありませんので、皆様のご参加をお待ちしております。

社会的状況によっては、中止となる場合があります。

### 《裁判所見学》

日時

4月27日(月)～5月7日(木)

平日午前9時30分から

午後4時まで

場所

旭川地方・家庭裁判所

(旭川市花咲町4丁目)

その他

(1)裁判の行われている日には裁判の傍聴もできます。

(2)一般団体、グループ等による裁判の傍聴及び裁判所の見学を希望される方は、憲法週間に限らず随時受け付けていますので、事前にご連絡ください。

(3)5月1日(金)から5月7日(木)

まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)の期間は、旭川地方検察庁

において、業務説明会を実施しています。

### 《パネルの展示》

日時

4月27日(月)～5月7日(木)

平日午前8時30分から

午後5時まで

場所

旭川地方・家庭裁判所

正面玄関ホール

その他

裁判官の法服を着用できるコーナーもあります。

### 《出前講義》

日時

4月27日(月)～5月29日(金)

(土曜、日曜及び祝日を除く。)

午前10時から午後3時までの

間のうち1時間程度

対象

10名以上の団体及びグループ等

内容

ご希望のテーマについて出前で分かりやすく説明します。

(テーマ例)

(1)「お金の貸し借りの解決方法の話」

(2)「遺産分割・相続の話」

(3)「成年後見人制度について」

(4)「裁判員制度について」

説明者

裁判官、家庭裁判所調査官、裁

判所書記官又は裁判所事務官

申込み

テーマを選んでお申し込みください。なお、ご希望の日程等によってはお受けできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ・申込先

旭川地方・家庭裁判所事務局総務課

住所旭川市花咲町4丁目

電話0166 51 6255

(直通)

## 士別警察署かわらばん

春の交通安全運動が実施されま

す。

「見過ごすな 信じて挙げた小

さな手」

運動期間

4月6日(月)～4月15日(水)

の10日間

交通事故防止のポイント

(1)通園・通学をする子供達を交通

事故から守りましょう。

家庭や地域の大人が手本となっ

て、基本的なルールやマナーを教

え、交通安全意識を高めていきま

(2)高齢運転者の皆さん、交通ル

ル・マナーを守り安全運転を！

信号機や一時停止の標識などを

見落とさないように気をつけま

しょう、ブレーキとアクセルの踏み

間違いに気をつけましょう。

(3)自転車も「クルマ」です。

自転車に乗るときは、「自転車安

全利用五則」を守りましょう。

自転車は、車道が原則、歩道は

例外

車道は左側を通行

歩道は歩行者優先で、車道寄り

を徐行

安全ルールを守る

子供はヘルメットを着用

(4)シートベルトは命綱！

自動車に乗ったら、全ての座席

で必ずシートベルトを正しく着用

しましょう。

(5)飲酒運転を根絶！

運転者はもちろん、同乗者、車

を貸した者、酒を飲ませた者にも

厳しい罰則が！道民一人一人が、

「飲酒運転をしない。させない。許

さない」という強い気持ちで北海

道から飲酒運転を根絶しましょう。

お問い合わせ先

士別警察署

電話0165 23 0110